

# 本校における新型コロナウイルス感染症対策について(改訂版)

令和3年1月18日

城陽市立東城陽中学校

京都府及び城陽市教育委員会の方針に則り、生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言期間中であっても一律の臨時休業は実施せず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していくこととしています。また、緊急事態宣言が出された現状においては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準はレベル3に相当すると考えられることから、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3Ver.5)」を改めて確認の上、従来の考え方にとられず、全ての教育活動の実施方法を見直し、警戒度をより高めて感染防止対策の徹底を図りながら教育活動を進めてまいります。

手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を可能な限り避け、「新しい生活様式」のさらなる徹底を図ります。

## 1. 生徒への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での生徒の行動です。まずは、生徒自身が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を進めます。また、生徒には、感染症対策用の持ち物として次のものが必要となりますのでご家庭で準備をお願いします。

### 【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

## 2. 基本的な感染症対策の実施

### (1) 感染源を絶つこと

#### ① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

毎朝、各ご家庭において検温を含む健康観察をお願いします。発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

#### ② 登校時の健康状態の把握

登校時、生徒の検温結果及び健康状態を把握します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

### (2) 感染経路を絶つこと

#### ① 手洗い

接触感染の仕組みについて生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよ

う指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うこと。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

## ② 咳エチケット

咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使うなど、「咳エチケット」指導を徹底します。

## ③ 消毒

大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回消毒液を浸した布巾等で拭きます。

## （3）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

## 3. 集団感染のリスクへの対応

### （1）「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて空気が通るようにします。体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努めます。エアコン使用時においても換気は適切に行います。

### （2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることとし、可能な限り身体的距離を確保することとします。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めます。

### （3）「密接」の場面への対応（マスクの着用）

#### ①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することとします。また、体育の授業においては、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ありません。

#### ②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄することとし、指導を徹底します。

#### 4. 教職員の感染症対策

教職員においては、生徒と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。

#### 5. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

##### (1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます。

- ・ 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

上記の「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、緊急事態宣言が発令されている期間は一時的に停止することとします。

##### (2) 部活動

活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮するとともに、可能な限り感染症対策を行った上で活動を行います。参加者は自校生徒のみとし、活動場所は原則校内のみとします。また、活動時間は平日・休日ともに2時間以内とします。

- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
- ・ 体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気を徹底します。
- ・ 特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避けることとします。

- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じます。

### (3) 給食

給食の配膳を行う生徒及び教職員は、手洗いを確実にを行います。また、生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとります。なお、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導します。

### (4) 清掃活動

清掃活動は、換気の良い状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにします。清掃後の手洗いがしっかりできるように、10分間の手洗いのための時間を清掃後に設定します。

### (5) 休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、「新しい生活様式」を踏まえた指導を徹底します。

### (6) 登下校

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう指導します。マスクを着用するよう指導します。

### (7) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、学校にとどまる必要がある場合には、他との接触を可能な限り避け、別室で待機させるなどの対応をとります。